

## 随意契約締結情報

当社が令和5年7月に締結した100万円を超える契約のうち、  
日本赤十字社会計規則第36条の規定に基づき随意契約を締結したものは以下のとおりです。

※随意契約を行う際は、可能な限り2社以上の業者から見積書を徴収し、最も安価な額を提示した業者と締結を行います。

No.	契約名称	契約締結日	契約の相手方	契約金額	契約理由
1	広報誌「日赤和歌山」資材作成 及びダイレクトメール等発送業 務	令和5年7月5日	株式会社エルネット	2,396,637円	契約の性質又は目的が競 争を許さない場合